

2024年9月10日

【抗議声明】

被爆体験者を分断する長崎地裁判決に抗議し、 被爆体験者問題の一日も早い合理的解決を求める

長崎県保険医協会
会長 本田 孝也

2024年9月9日、被爆体験者訴訟に対し長崎地裁は爆心地から東側の古賀、矢上、戸石地区の住民15名に勝訴判決を、それ以外の地区の住民に敗訴判決を言い渡した。

長崎では、原爆投下50日後米国マンハッタン調査団により長崎全域で残留放射線の測定が行われ、詳細な調査結果が残されている。しかし判決はマンハッタン調査団の調査結果は精度が低いとして、それだけから放射性降下物が降ったとは言えないとした。

さすがに線量率が高い爆心地から東側の地域については無視できず、黒い雨をこじつけた。平成11年度証言調査に用いられた証言調査票における自由記載欄で矢上、古賀、戸石で降雨体験割合が高いことから、この地区の住民を被爆者と認めたのである。

しかし、矢上に隣接する日見地区の原告2名は敗訴している。日見の線量率は矢上地区と同等で未指定地域の中では最も高く、黒い雨が降った証言も多い。証言集の降雨体験は戸石の6件（0.8%）に対して日見は9件（2.3%）と体験割合も日見のほうが高いのに、日見の原告が被爆者と認められないのはどう考えてもおかしい。

さらに、判決が引用したのは、長崎県が設置した「長崎の黒い雨等に関する専門家会議報告書」からの引用であるが、同報告書では矢上、古賀、戸石だけでなく「被爆未指定地域全域で黒い雨が降ったと認められる」と結論しているのである。全域に雨が降り、残留放射線が検出されているのは当会の「黒い雨デジタルマップ」でも明らかである。

原爆の放射線によって被爆したから被爆者なのであり、残留放射線が確認されている長崎では、黒い雨が降ったかどうかは被爆者としての要件ではない。

被爆体験者の平均年齢は85歳を超えており、これ以上決着を長引かせるのはあまりに酷である。国、そして長崎県、長崎市は勝訴原告を控訴せず、被爆体験者問題の一日も早い合理的解決を求める。

以上